

令和3年11月4日

## まきストーブ等の燃料として果樹<sup>かじゅせんていし</sup>剪定枝を活用しませんか？ 「果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業」

福島市では、「ストーブ等の燃料として使用するまきを自分で調達したい！」という方と「果樹の剪定枝を引き取ってほしい！」という果樹生産者の方それぞれに登録いただき、本市が両者を仲介する「果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業」を始めます。事業の対象者や手続きのおおまかな流れは、以下のとおりです。ぜひご活用ください！

### 記

#### 1 剪定枝を利用したい方の要件（利用者） ※以下2つの要件を満たす方

- (1) まきストーブ利用者や、キャンプ場等においてたき火を行う方
- (2) 提供者の果樹園へ行き、伐採木を割る・剪定枝を切りそろえるなどの作業や、自家用車への積み込み・運搬を行うことができる方

※利用者には市外の方もご登録いただけます。

#### 2 果樹生産者の要件（提供者） ※以下2つの要件を満たす方

- (1) 福島市内で果樹（モモ・リンゴ・ナシ・ブドウ・オウトウ等）を生産している方
- (2) 立木を伐採した状態または枝を剪定した状態で保管している方

#### 3 事業のおおまかな流れ

- (1) 提供者と利用者は、市ホームページなどから令和4年1月26日（水）までに登録を行います。
- (2) 福島市において、提供者と利用者を5名程度にグループ分けし、相手のリストを提供します。
- (3) 利用者は提供者に連絡し、希望するまきの大きさや量、果樹園において実施可能な作業を伝え、お互いの条件が合致する場合は、受け渡しの日時を調整します。

#### 4 その他

- ・事業の詳細や実施要綱、Q&Aについて、福島市ホームページに掲載しています。  
(<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shigoto/matching.html>)
- ・スマートフォン等からも閲覧・お申し込みいただくことができますので、下のQRコードをご利用ください！



担当：農業振興課生産振興係  
課長 吉田、係長 菅野  
電話 024-525-7720（直通）

# 果樹剪定枝<sup>せんていし</sup>を まきストーブ等に活用しませんか？

福島市では、「果樹の剪定枝を引き取ってほしい！」という果樹生産者の方と、「ストーブ等の燃料として使用するまきを自分で調達したい！」という方それぞれに登録いただき、本市が両者を仲介する「果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業」を実施しています。事業の対象者や手続きのおおまかな流れは、以下のとおりです。ぜひご活用ください！

## 果樹生産者（提供者） ※以下2つの要件を満たす方

- ①福島市内で果樹（モモ・リンゴ・ナシ・ブドウ・オウトウ等）を生産している方
- ②立木を伐採した状態または枝を剪定した状態で保管している方

## 剪定枝を利用したい方（利用者） ※以下2つの要件を満たす方

- ①まきストーブ利用者や、キャンプ場等においてたき火を行う方
- ②提供者の果樹園へ行き、伐採木を割る・剪定枝を切りそろえるなどの作業や、自家用車への積み込み・運搬を行うことができる方

## 事業のおおまかな流れ

- ①提供者と利用者は、裏面の利用申込書により令和4年1月26日(水)までに登録を行います。
- ②福島市において、提供者と利用者を5名程度にグループ分けし、相手のリストを提供します。
- ③利用者は提供者に連絡し、希望するまきの大きさや量、果樹園において実施可能な作業を伝え、お互いの条件が合致する場合は、受け渡しの日時を調整します。

## Q&A

Q1：まきを受け取る時に金品のやりとりは必要なの？

A1：この事業では、提供者と利用者との間に金品のやりとりはありません。

Q2：提供者から「剪定枝を全部引き取ってほしい」って言われたのだけど…。

A2：剪定枝の大きさや量は、お互いに事前によく確認してから受け渡しを行ってください。必ずしも全部を引き取る必要はありません。



お申し込み・お問い合わせはコチラまで！

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市農政部農業振興課

電話番号：024-525-7720 FAX：024-533-2725

